

健康不安な状態の際の授業受講等について（基本方針）

教務担当副学長 山下泰生

本学としては、できる限り皆さんの安全を確保するための取り組みを行っているところではありますが、学内の安全な環境を確保するためには、学生の皆さんの感染防止についての協力が不可欠です。感染拡大を防止するためには、体調不良の際には通学を控え、無理をして登校しないようにしてください。

新型コロナウイルスの感染状況等から、身体的あるいはメンタル面の理由により、大学への通学が難しい場合もあります。本学では、「感染拡大予防ガイドライン」の適用期間に限り、新型コロナウイルス感染症に関わる授業の欠席の場合には、皆さんの不利益とならないように、以下の通り、遠隔講義での授業の参加を認めるなど特別な配慮を行うことといたします。

1. 感染あるいは感染が懸念されるとき

授業欠席の手続き等について

新型コロナウイルスへの感染が懸念される時は、通学を控え、無理に登校しないでください。新型コロナウイルスの影響で授業を欠席する場合、特別な配慮を受けるためには、教務課への手続きが必要です。症状やケースにより、手続きは異なります。以下の記載を確認し、必要な手続きを行ってください。

① 感染者と認定された場合

所属するキャンパスの保健室に連絡し、指示に従ってください。感染に至るまでの状況を確認したうえで、出校停止に加え、保健所の指示に基づき必要な措置をとることになります。

② 体調不良の場合

所属するキャンパスの保健室に連絡し、指示に従ってください。授業を欠席した場合には、登校可能となってから1週間以内に、公欠願とともに、病院での受診した際の領収証（本人名）や処方箋のコピー等、欠席の理由を証明する書類を必ず提出してください。（診断書の提出は必要ありません）

各キャンパスの保健室の連絡先は以下のとおりです。

三木キャンパス：0794-84-3537

尼崎キャンパス：06-6496-4102

神戸山手キャンパス：078-351-7182

なお、休業日や夜間であれば、電子メールにより hoken@kuins.ac.jp 宛に一報を入れてください。

③ 同居する家族が感染した場合あるいは感染の疑いがあるとき

症状の有無にかかわらず、必ず保健室に連絡し、指示に従ってください。通学停止の指示を受けた場合、登校可能となってから1週間以内に公欠願を提出してください。

④ 感染認定者および体調不良となった学生の濃厚接触者となったとき

上記①のケースの濃厚接触者と指定された場合、保健室からの指導で通学を停止することがあります。保健室からの指示に従ってください。通学停止の指示を受けた場合、登校可能となってから1週間以内に公欠願を提出してください。

⑤ 保健所から学外の感染者の濃厚接触者と指定されたとき

保健所から濃厚接触者と指定され、検査や自宅待機を指示された場合は、各キャンパス保健室に必ず連絡し、保健室の指示に従ってください。通学停止の指示を受けた場合、登校可能となってから1週間以内に公欠願を提出してください。

⑥ 授業日のワクチン接種及びその副反応が発症したとき

ワクチン接種日が授業日となった場合、およびワクチン副反応により授業を休まざるを得ない場合は、保健室に連絡をし、指示を受けてください。また、登校可能となってから1週間以内に公欠願を提出してください。

2. 身体面あるいはメンタル面の事情などにより、対面での受講が難しいとき

新型コロナウイルスの感染状況等から、身体的あるいはメンタル面の理由により、通学できず、対面での受講が難しいと客観的に判断される（医師やカウンセラー等の専門的判断を伴う）場合は、遠隔での受講を認めます。以下を確認し、必要な手続きを行ってください。

① 学生本人に身体面の事情があるとき

- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）の基礎疾患がある
- ・透析、免疫抑制薬や抗がん薬などを用いている人
- ・呼吸器疾患があり、新型コロナウイルスへの感染により持病そのものを悪化させる可能性がある

など、新型コロナウイルスが重症化しやすいとされる人は、通学ができない状況にあることが記載された医師の診断書・所見・意見書等（治療期間が明記されたもの）の添付が必要となります。

② 学生本人にメンタル面の事情があるとき

新型コロナウイルスの感染状況に対する不安やストレスなど精神面での影響を受け、大学に通学できない状況にあるとき、通学ができない状況にあることが記載された医師やカウンセラー等の診断書・所見・意見書等（治療期間が明記されたもの）の添付が必要となります。

③ 留学生で、国の規制等により入国できないなどの事情があるとき

国の規制により日本に入国できない、もしくは入国後の経過観察中のときは、グローバル教育センターからの報告により、遠隔授業の措置を行います。グローバル教育センターの指示に従ってください。

④ その他特別な事情があるとき

その他特別な事情がある場合は、教務課に相談してください。

3. 遠隔授業の受講手続きについて

新型コロナウイルスへの感染あるいは感染が懸念され、授業を欠席する場合、対面での受講が難しいと医師やカウンセラー等の専門的判断があったときは、遠隔での授業の参加が認められることがあります。遠隔授業の受講手続きした学生が遠隔で受講した場合は、「出席」として扱います。ただし、対面での授業が条件となっている授業の遠隔での受講はできません。遠隔での授業の受講を希望する際には、下記の通り手続きをしてください。

(1) 手続きの流れ

① 遠隔授業受講願を UNIVERSAL-PASSPORT からダウンロードする

手続きには「2021 年度秋学期 遠隔授業受講願」と必要書類の提出が必要です。「2021 年度秋学期 遠隔授業受講願」は、UNIVERSAL-PASSPORT に掲載していますので、ダウンロードし、提出にあたって添付が必要な書類を確認してください。必要書類は「遠隔授業の受講に必要な書類等」にも記載しています。

② 「2021 年度秋学期 遠隔授業受講願」をメールに添付し、教務課に提出する 教務課のメールアドレスは、下記のとおりです。(各キャンパス共通)

【教務課メールアドレス】 gakuji@kuins.ac.jp

③ 必要書類を郵送する

必要書類の準備できたら、「2021 年度秋学期 遠隔授業受講願」の原本と、必要書類を、所属するキャンパスの教務課に郵送してください。必要書類は、メールにて書類を提出してから、1 週間以内に郵送してください。事情があり、郵送ができないときは、教務課に電話で連絡してください。連絡先や書類の送付先は下記のとおりです。

【三木キャンパス教務課】

〒673-0521 兵庫県三木市志染町青山 1 丁目 18 番 TEL：0794-84-3506

【尼崎キャンパス 教務課】

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 3 番 23 号 TEL：06-6496-4357

【神戸山手キャンパス 教務課】

〒650-0006 兵庫県神戸市中央区諏訪山町 3 番 1 号 TEL：078-351-7171

(2) 遠隔授業の受講の可否の通知について

大学にて、履修科目毎に、医師の意見書等に記載された期間において、遠隔授業の受講の可否について確認をした上でメールにより通知します。授業によっては、遠隔授業が困難な授業がありますので、その場合は、登校可能となってから 1 週間以内に、公欠の手続きをとってください。なお、遠隔授業の受講が許可された場合についても、その準備など、すぐに遠隔授業の対応ができないことがあります。対応が可能となるまでの間は、公欠として扱います。

4. 遠隔授業の受講に必要な書類等

遠隔授業を希望する事由ごとに必要となる書類をまとめると下表のとおりです。

事由	提出書類
学生本人の体調不良により保健室からの指導で通学停止となった	・ 公欠願 ・ 学生本人の病院受診時の領収書コピー、もしくは処方箋コピー

体調不良となった学生の濃厚接触者となり、保健室からの指導で通学停止となった	・ 公欠願
学生本人に身体的事情がある	・ 公欠願 ・ 左記の事情により、通学ができない状況にあることが記載された医師の診断書・所見・意見書等（治療期間が明記されたもの）
学生本人にメンタル的事情がある	・ 公欠願 ・ 左記事情により、通学ができない状況にあることが記載された医師又はカウンセラーの診断書、所見、意見書等（期間が明記されたもの）
【留学生対象】 国の規制により日本に入国できない、もしくは入国後の経過観察中	※学生本人からの提出書類無し （グローバル教育センターより教務センターへ報告）

5. 留意事項等

- ①遠隔授業の受講手続きしていない学生が遠隔で受講した場合は、「欠席」として扱います。
- ②本措置は「関西国際大学 感染拡大予防のためのガイドライン（第1版）」の適用期間に限ります。
- ③本措置は、新型コロナウイルス感染症の状況等により、見直すことがあります。

申請日：2021年 月 日

2021年度秋学期 遠隔授業受講願

標題の件につきまして、以下の事由により、2021年度秋学期授業を遠隔で受講いたしたく、申請します。

学籍番号		学年	年	アドバイザー	
所属学部	学部	所属学科		学科	
学生氏名	印	保護者氏名		印	
申請期間	年 月 日 ~ 年 月 日 まで				

該当に○	事由	提出書類
	学生本人の体調不良により保健室からの指導で通学停止となった	<ul style="list-style-type: none"> ・公欠願 ・学生本人の病院受診時の領収書コピー、もしくは処方箋コピー
	体調不良となった学生の濃厚接触者となり、保健室からの指導で通学停止となった	<ul style="list-style-type: none"> ・公欠願
	学生本人に身体的事情がある	<ul style="list-style-type: none"> ・公欠願 ・左記の事情により、通学ができない状況にあることが記載された医師の診断書・所見・意見書等（治療期間が明記されたもの）
	学生本人にメンタル的事情がある	<ul style="list-style-type: none"> ・公欠願 ・左記事情により、通学ができない状況にあることが記載された医師又はカウンセラーの診断書、所見、意見書等（期間が明記されたもの）
	【留学生対象】 国の規制により日本に入国できない、もしくは入国後の経過観察中	※学生本人からの提出物無し (グローバル教育センターより教務センターへ報告)
	その他特別な事由がある	

【大学使用欄】

教務課受付日： 年 月 日

キャンパス担当 副学長	教務 センター長	教務部長	教務課長	学部長	学科長	アドバイザー	受付